

○内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問（平成26年8月）

消費者契約法（平成12年法律第61号）について、
施行後の消費者契約に係る **苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積**を踏まえ、
情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、
契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること。

裁判例等の蓄積

社会経済状況の変化

○消費者契約法専門調査会の設置及び審議経過

- ・ 消費者契約法専門調査会の設置（平成26年10月）
- ・ 平成26年11月以降、計17回の会議を経た後、**中間取りまとめ**を公表（平成27年8月）
 - 中間とりまとめに関する集中的な**意見受付**を実施（平成27年9月）
- ・ 中間取りまとめの後、平成27年10月に審議を再開し、**関係団体に対するヒアリング**等を実施。
 - さらに計7回の会議を経た後、**報告書**を取りまとめ（平成27年12月）

○本報告書で示された方向性

本報告書においては、各論点について、

- ① 解釈の明確化で一定の対応ができるものは、解釈の明確化を図る
- ② 解釈の明確化だけでは対応できないものは、規律の明確化に留意しつつ、速やかに法改正を行う
- ③ ①と②のほか、現時点で法改正を行うことについてコンセンサスが得られていないものについては、今後の検討課題として引き続き検討を行う

という方向で整理。

速やかに法改正を行うべき
内容を含む主な論点

○ 重要事項（法第4条第4項）

○ 不実告知による取消しに限り、「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加して列挙する。
(想定される事例)「床下が湿っており、このままでは家が危ない」と言われ、床下への換気扇の購入・設置の契約を締結した事例

○ 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

○ 事業者が、消費者に対して、**過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させたような場合に、取消しを認める規定**を設ける。
(想定される事例)呉服店において、事業者が、軽度の認知症である高齢の女性に対し、老後の生活に充てるべき資産をほとんど使ってしまふほどの量の着物を購入させた事例

○ 取消権の行使期間
(法第7条第1項)

○ 取消権の行使期間のうち、**短期の行使期間を1年間に伸長**する。

○ 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

○ 消費者が、給付を受けた当時、取り消すことができるものであることを知らなかったときは、消費者の返還義務の範囲を**現存利益**に限定する旨の規定を設ける。

○ 消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）／不当条項の種類の追加

○ **債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項を例外なく無効とする規定**を設ける。
○ **法第10条前段の例示として、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項**を挙げる。
(想定される事例)通販で掃除機を購入したところ、掃除機が届けられた際にサプリメントが同封されており、契約の中には、継続購入が不要である旨の電話をしない限りサプリメントを継続的に購入する旨の条項が含まれていた事例

今後の検討課題として引き続き検討を行う主な論点(●)、解釈の明確化等による対応を図る主な論点(◆)

●重要事項(上記以外の列挙事由等)、 ●合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(上記規定の適用対象とならない被害事例)、 ●不当条項の種類の追加(上記以外の契約条項)、
●◆「勧誘」要件の在り方、 ●不利益事実の不告知、 ●困惑種類の追加(威迫による勧誘等)、 ●第三者による不当勧誘、
●「解除に伴う」要件の在り方、 ●◆「平均的な損害の額」の立証責任、 ●◆条項使用者不利の原則 等